

info.

- ・学校教育課（役場内・☎ 23 - 2689）
- ・社会教育課（役場内・☎ 22 - 3834）
- ・子ども未来課（ゆとろ内・☎ 23 - 3024）

とうべつ学園見学会を実施します

▼日時

6月18日（土）、6月25日（土）
両日ともに、次の4回実施。

- ① 9時45分～10時30分
- ② 11時15分～12時
- ③ 13時45分～14時30分
- ④ 15時15分～16時

（開始15分前から入場開始）

▼定員 各回40名程度（先着順）

▼持ち物 上履き、マスク

▼その他

①新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク着用、検温、手指消毒にご協力ください。

②最新情報は、町のホームページで確認ください。

▼申込み・問合せ

学校教育課一貫教育係

（☎ 23-2689）

▶申込みフォーム

（電話でも申込みできます）



教科書展示会を開催します

教科書の適正な採択と教育関係者の教科書研究のため、町立学校で使用している教科書等を展示しています。

▼展示期間 6月16日（木）まで

▼場所・時間

- ・学習交流センター 10時～17時
 - ・西当別コミセン 9時～22時
- ※月曜日は休館日のため、閲覧できません。

▼問合せ 学校教育課学校教育係
（☎ 23 - 2689）

リフレッシュヨガを行います

「あそびのひろば」では、乳幼児を育てる保護者のための「リフレッシュヨガ」を行います。前日までにご予約のうえ、ぜひ、ご参加ください。育児相談なども引き続き行っています。

▼日程等

- ① 6月10日（金） ゆとろ
 - ② 6月17日（金） おとぎのくに
- ※どちらも10時～11時15分

▼定員 5組

▼講師 ヨガインストラクター
小笠原あゆみさん

▼持ち物 動きやすい服装、飲み物、タオル、マスク

▼申込み・問合せ

子ども未来課子育てサポート係
（ゆとろ内・☎ 25 - 2658）

特定教育・保育施設等の現況届を提出してください

特定教育・保育施設等（町内では当別夢の国幼稚園・おとぎのくに）を利用している方は、年1回の現況届の提出が必要です。現況届は、保育を必要とする事由に引き続き該当していることの確認や、9月からの利用者負担額（保育料）を確定するために必要ですので、必ず提出してください。

▼提出の流れ

- ① 6月中に対象者へ現況届を送付します。
 - ② 7月20日（水）までにご利用の施設に提出してください。
- ※保育施設を利用の方は、保育を必要とする事由を確認するための証明書の添付が必要です。

▼問合せ

子ども未来課子ども係
（ゆとろ内・☎ 23 - 3024）

英会話で英語を楽しく学ぼう！

町民の方が英語を楽しく学べる英会話レッスン「イングリッシュプロジェクト」を開講します。

▼日程等

- ・7月2日（土）白樺コミセン
 - ・7月16日（土）西当別コミセン
- ※どちらも10時～11時30分

▼申込み・問合せ

社会教育課社会教育係
（☎ 22 - 3834）

図書館企画第20弾！

①母の日・父の日特集

in 当別町図書館

母の日・父の日に思いを込めて、ありがとう！

②新緑の季節にリフレッシュ！

in 西当別分館

新年度の忙しい時期からひと段落。外に行ったり、ストレッチをしたり、心と体をリフレッシュしよう！

▼展示期間 6月19日（日）まで

▼問合せ

当別町図書館
（☎ 23 - 0573）



新着図書

当別町図書館【一般書】

- ・「人間の器」
丹羽 宇一郎
- ・「ブラックボックス」
砂川 文次

西当別分館【児童書】

- ・「やる気も成績もぐんぐんアップ！中学生のおうち勉強法入門」みおりん
- ・「いっこでもにくまん」ふじもと のりこ

▼問合せ 当別町図書館

（☎ 23 - 0573）

とくべつ

歴史余話

第18回「邑則」に関する一、二の問題

『新当別町史』監修者

桑原 真人

明治維新後、蝦夷地開拓を目指す仙台藩岩出山領主、伊達邦直率いる士族団体は、道内の移住先を二転三転して当別原野に入植した。明治5年(1872)、邦直は側近の吾妻謙に命じて全49条の「邑則」を起草させた。『当別村史』(昭和11年)は、この「邑則」を最初に全文掲載した文献であり、その意義を次のように云う。「邦直此(注・移住した)数百人を以て一家族となし、同心協力大に此土を拓いて開拓の実を挙げ産業の基礎を立て(中略)此土を愛する故国に勝るものあらしめんとす」。

戦後の昭和47年(1972)に刊行された『当別町史』は、「邑則」について、文明開化や四民平等の思想を取り入れた「現代にも通用する不朽の法則を成文化したもの」と高く評価する。この二つの自治体史によって、「邑則」は当別町のいわば「聖典」と化したのである。

次に、「邑則」の作成経過をみると、「骨組を吾妻が起草し、他に数人が共同して肉付け」(『当別町史』)した共同作業の成果である(共同作業説)。そして、完成した「邑則」は、「第一条 邑中の事務一切衆議に決すべし」以下、その内容は概ね次の4つに分かれる。

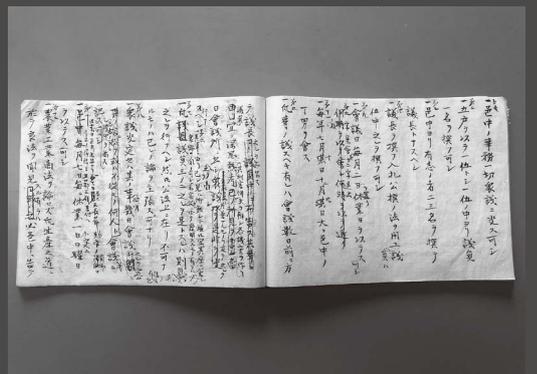
- ①第一条を原則とし、五戸を一伍として一伍から議員一名を選び、別に邑中から議長一名を入札で選び、会議所で商議するなど、「邑中の自治の基本事項を定めたもの」
- ②「労働時間・生産・経済一般に関する心得」が中心で、士族団体の村則としては「革新的」なものが盛り込まれている(第18条、第20条)
- ③「衛生・戸籍・教育・犯罪などに関する規則や行政事務」関係の規定

- ④「冠婚葬祭・外出外泊の制限・撫育備荒など生活全般にわたるやや厳しい規定」

(『新北海道史』第三巻通説三、昭和46年)

この「邑則」について『新北海道史』通説三は、「必ずしも整然としないもので、若干の後筆も推察しうが、さまざまな内容をふくみそれがいつそう古いものから新しいものへ移行せんとする過程を象徴」するものであり、また、「邑則」にはモデルがあつたらしいとも指摘する。

最近、「邑則」を再検討する動きがあるとのことである。歴史研究専門員の倉田守氏によれば、近年当別町に寄贈された吾妻家の史料を再調査したところ、「邑則」の草稿が『雑誌』という表題の史料として登録されていた。「邑則」の草稿には、その順番も含めて推敲を加えた筆跡があり、それは吾妻自身のものであるようだ。そして、『当別村史』の編者が吾妻の息子・阿蘇男であることから、この親子関係の存在が「邑則」の評価を高めるのに一役買ったのではないかという。このように、「邑則」にはまだまだ謎が多い。



推敲の跡が残る「邑則」の草稿(『雑誌』)の一部。